

火力電源入札実施要綱案について

平成 26 年 6 月 24 日
九州電力株式会社

- 当社所有の火力発電所の多くは高経年化が進展しており、その代替となる電源開発が段階的に必要であることから、当社は、資源エネルギー庁から公表された「新しい火力電源入札の運用に係る指針」（平成24年9月策定、平成26年2月改訂、以下、ガイドライン）に基づき、火力電源入札を実施することといたしました。
- 入札実施にあたり、ガイドラインに則り、平成26年4月10日に事前説明会を開催のうえ、当社が作成した火力電源入札実施要綱案（以下、要綱案（見直し前））に対するRFC（4/10～5/9）を実施するとともに、当該意見・要望を踏まえた火力電源入札実施要綱案（以下、要綱案（見直し後））を策定いたしました。
- 火力電源入札WGにおいて、要綱案（見直し後）とガイドラインとの適合について、ご確認をお願いいたします。

〔これまでの経緯〕

平成24年 11月6日	・系統情報を当社ホームページ上で公開 (http://www.kyuden.co.jp/company_liberal_presentation.html) →主要送電線の整備計画ならびに主要変電所の整備計画、系統連系制約
平成26年 3月27日	・平成26年度供給計画提出 ・入札実施公表 ・火力電源入札専用ページ開設（ http://www.kyuden.co.jp/ipp_index.html ）
4月10日	・要綱案（見直し前）公表 ・要綱案（見直し前）に関する事前説明会開催（37社・74名が参加）
4月10日～ 5月9日	・要綱案（見直し前）に対する意見募集（RFC） →5社から52件のご意見を受領

1. 要綱案（見直し前）の概要

（1）主な入札実施概要

	本 土	離 島 (対 馬)
供給開始時期	平成33年6月まで	平成30年6月まで
募集規模	100万kW	8千kW
電源タイプ	利用率70～80%の電源	利用率50～70%の電源
主な応札条件	① 上限価格 応札者の判定価格が、当社応札電源の判定価格（＝上限価格）以下となること （上限価格は公表しない） $\text{判定価格} = \frac{\text{入札価格} * 1 \pm \text{CO2 対策コスト} * 2 - \text{需要地近接性評価} * 3}{(1 - \text{事業税率} * 4)}$ *1 当社の場合、応札電源の原価 *2 当社が最終的な二酸化炭素排出係数の調整を行う場合 *3 本土のみ *4 事業税率は1.283% 既設設備、当社供給区域外からの応札（本土のみ）、および複数の電源を集約して一元的に取り扱うアグリゲーションによる応札も可能	
	② 契約供給期間 原則15年間(10～30年間の範囲で選択可能) *契約供給期間の違いによる入札価格の補正は行わない	
	③ 技術的信頼性 応札者が汽力（対馬は内燃力）の発電実績を有すること、または発電実績がある者の技術支援があること	

（1）主な入札実施概要（つづき）

	本 土	離 島 (対 馬)
主な応札条件 (つづき)	④ 利用率変動許容性 年間利用率が年間通告利用率から±10%まで調整可能であること	
	⑤ 遵守すべき基準 発電設備は、電気事業法、環境関連諸法令等の発電事業に関連する 諸法令、技術基準等を遵守すること	
	⑥ 系統アクセス 応札にあたり、発電設備を系統に連系する場合の接続検討および系統連系に関する暫定申込みを行うこと → 接続検討期間は原則3か月以内で、所要工期、工事費負担金額などを回答	
	⑦ 契約最大電力 1,000kW以上	
	—	⑧ 需給調整機能 島内の電力供給及び電力品質維持のため、以下の項目について条件を設定 ・周波数制御機能 ・電圧調整機能 ・起動特性 ・最低出力
募集期間	7月ごろ (中立的機関での確認後) から入札募集受付を開始し、11月ごろに締切 ＊RFC開始 (H26.4.10) から入札募集締切までの期間: 6か月強	

（1）主な入札実施概要（つづき）

	本 土	離 島 (対 馬)
入札価格の考え方	- 入札価格は、契約供給期間で均等化した単価を算定 - 毎年度の費用を資本費、運転維持費、燃料本体費（CIF連動分）および燃料関係諸経費（CIF非連動分）の別に、可能な限り実際のコストにもとづくように設定 - 系統アクセス費用のうち電源線等工事費（応札者の特定負担分）については、入札価格に含める - 二酸化炭素排出係数は、基準排出係数(0.000550t-CO₂/kWh)に調整 - 入札価格の算定における、運転維持費、可変費（燃料本体費および燃料関係諸経費）の適用エスカレーションは0%。なお、受給開始後の料金支払い時には、入札時に申し出の合成比率を用いて、運転維持費と可変費を物価等により調整	
落札候補者の決定	- 応札条件を満たした応札者について、以下の算式で評価価格を算定し、安価なものから順位付け $\text{評価価格 (円/kWh)} = \text{判定価格} + \text{電源線等以外工事費 (一般負担分)}$ （当社エリア以外に連系する場合、振替供給に伴う料金、損失率を加味） - 評価価格が同値の場合、以下の非価格要素を考慮し順位を決定 この順に考慮↓ ① 周波数調整機能を具備するもの（本土のみ） ② ばい煙等の排出量が許容量を上回らない、または地元自治体同意済のもの ③ 営業運転開始が早いもの ④ 判定価格の固定費・可変費のいずれもが上限価格の固定費・可変費を下回るもの ⑤ ①～④を考慮してなお順位が決定しない場合、計画の確実性等を総合的に勘案 - 順位が上位のものから累計し、募集規模100万kW（対馬の場合は8千kW）に達する応札者までを落札候補者とする	

（2）運用に関する事項の概要

	本 土	離 島(対 馬)
受給料金	二部料金制 ○ 基本料金 : 資本費と運転維持費の合計 ・ 資本費 … 入札時の年度別価格で固定(年額の1/12を毎月支払) ＊ 電源線等工事費において状況変化による調整や電源線工事の結果、電源線等工事費に変動が生じた場合、調整後の工事費に基づいた価格を契約価格とする。 ・ 運転維持費 … 毎年の実績物価上昇(一人あたり雇用者所得指数＝CEI、企業物価指数＝CGPI、消費者物価指数＝CPI)にもとづき調整 ○ 電力量料金 : 実績受給電力量に次の可変費単価を乗じて算定 ・ 基準分料金単価(通告分) … 可変費単価 ・ 超過分料金単価(超過分) … 基準分料金単価×0.5 ＊ 許容バンド : 通告電力量の3%以内は基準分とみなす ＊ 可変費のうちCIF連動分は燃料費調整を、CIF非連動分は物価調整を実施	
通告運用	○ 落札者が当社へ供給可能な年間電力量(年間供給可能電力量)にもとづき、当社から落札者に通告する年間電力量(年間通告電力量)を設定 ○ 当社は、低廉な電気料金実現のために、電力の需給・設備状況及びIPP電源の経済性等を考慮し、年間供給可能電力量から契約最大電力に8,760時間に乗じた値の20%に相当する電力量を限度として減じた範囲で、年間通告電力量を設定	
通告変更	週間計画通告期限の前日まで	実受給日の前日まで

（2）運用に関する事項の概要（つづき）

	本 土	離 島(対 馬)
ペナルティ料金	〔通告未達割戻料金（発電未達）〕 通告電力量に対し未達が生じた場合に、未達電力量に「基本料金年額÷年間契約基準電力量×2」を乗じた額を当該月の基本料金から割戻し （通告電力量の3%までは許容） 〔停電割戻料金（事故）〕 発電設備の事故等により、発電の全部または一部の停止を行った場合、発生からの2時間の通告電力量と実績受給電力量との差（停電電力量）に「基本料金年額÷年間契約基準電力量×1.5」を乗じた額を当該月の基本料金から割戻し 〔超過停止割戻料金（事故）〕 停電を除き、発電設備の事故等により、発電の全部または一部の停止を行った場合の通告電力量と実績受給電力量との差（停止電力量）が、年間契約基準電力量の5%を超過した場合、その超過電力量に「基本料金年額÷年間契約基準電力量」を乗じた額を年度末月の基本料金から割戻し 〔年間未達通告保証料金〕 当社が、変更通告した場合の通告電力量の年間合計値が、通告電力量の年間合計値を10%を超過して下回った場合は、その未達電力量に基準分電力量料金単価を乗じた額を年度末に支払い	
発電余力の活用	当社の通告が契約最大電力に相当する電力量を下回る場合、その差分を余力活用することが可能 余力活用により、当社通告を遵守できなかった場合で、その原因が故意または重過失のときは、未達電力量に「基本料金年額÷年間契約基準電力量×3」を乗じた額を当該月の基本料金から割戻し	

（3）契約に関する事項の概要

	本 土	離 島(対 馬)
契約保証金	契約履行の担保として、契約最大電力1kWあたり、5,000円を預託していただく （銀行の保証書控えを提出する場合は、契約保証金の預託に代えることも可） 契約どおり運転開始した場合は、銀行預金利率相当の利息を付して返却	
供給開始年月の変更	営業運転開始日は、繰延べ1日ごとに契約最大電力1kWにつき13.70円を補償することで、 繰延べ可能(繰り延べ期間は原則1年以内) [免責事由] ・双方、天変地異等の事由による場合 ・環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画(後継計画を含む)との整合が原因で発電所の建設が認められない場合 ・現時点でBAT(Best Available Technology)の仕様・基準が変更となり得ることから、環境影響評価の結果、BATが適用されず、発電所の建設が認められない場合 ・落札者の責めとならない地域事情等の事由で発電所の運転開始が遅延する場合で、契約締結後1年以内の申し出の場合 ・当社の責めとならない用地事情等の事由でアクセス線の建設が遅延する場合で、契約締結後1年以内(又は地元同意後1年以内)の申し出の場合	
営業運転開始前の解約	・落札者申し出の場合は、次の補償をしていただく a. 契約保証金に相当する金額 (契約保証金をお預かりしている場合は当該契約保証金を違約金として受領) b. 系統アクセス工事に要した費用の実費 ・当社申し出の場合は、次を補償 c. 契約保証金の返却(契約保証金をお預かりしている場合) d. 契約保証金相当額並びに落札者が発電設備の建設に要した費用(撤去費用含む) e. 落札者がアクセス設備を建設する場合は、その建設に要した費用(撤去費用含む)	

（3）契約に関する事項の概要（つづき）

	本 土	離 島(対 馬)
営業運転開始後の解約	原則として7年前(対馬は5年前)までに申し出る ・ 落札者申し出の場合は、次の補償をしていただく a. 供給開始後、解約時点までの受給価格と入札価格に対応する金額との差額 b. 系統アクセス設備の残存簿価および撤去費用 c. 上限価格と判定価格との差額の残存契約期間に対応する金額 ・ 当社申し出の場合は、次を補償 d. 基本料金の残存契約期間に対応する金額 ＊ 7年分(対馬は5年分)が上限(c,d) ＊ 落札者および当社の責めとならない事由の場合は免責(c,d) ＊ 解約時点の価値に換算(a,c,d)	
契約の解除	契約規定の遵守を著しく怠った場合、相手方に文書により契約の履行を催告することができ、催告後30日を経過しても履行しない場合は、相手方事由として契約を解除可能 この場合、原因者は「契約の解約」に準じて補償を行うものとする。	
契約供給期間満了後の扱い	契約供給期間満了日の3年前(対馬は5年前)までに期間の延長を申し出た場合、相手方は特別な事情がない限り契約延長の協議に応じることとする ＊ 契約供給期間満了後は、落札者は当社に販売するほかに、契約の全部または一部を当社以外に販売することも可能	

2. R F Cでいただいたご意見および 当社の考え方（ご回答）

- いただいたご意見の主な項目、概要は以下のとおり。
- 次頁以降で、主なご意見等の中から、ガイドラインに係るものを中心に抽出し、当社の考え(回答)、要綱案(見直し後)での扱いをまとめましたので、適合性の観点からご確認をお願いいたします。
- なお、本土、離島(対馬)に共通するご意見については本土、離島(対馬)の双方にて検討しております。

項 目		件 数	主 な ご 意 見
(1) 価 格	上限価格	3 件	・入札締切後もしくは落札者決定後の上限価格の公表
	入札価格	1 件	・入札燃料価格は事業者が任意に設定できるとの理解でよい
	評 価	2 件	・電源線等工事費を再算定する際は、応札者に対して背景・入札価格への影響等を合理的に説明すべき
(2) スケジュール・ 入札条件		5 件	・入札募集期間の延長 ・耐津波設計の基準の明確化
(3) 環境アセスメント		1 件	・環境影響評価の過程で求められるBAT (Best Available Technology) に関する扱いの明確化
(4) 運 用		16 件	・通告運用は一方的な通知ではなく、協議とすべき ・CO2調整未達の場合における精算に用いる炭素クレジットの扱い
(5) 契約条件		19 件	・運開までのエスカレーション(物価補正)に関する要望 ・解約時の取扱いに関する要望 ・連帯保証は不要
(6) その他		5 件	・落札候補者の通知
総 数		52 件	

(1-1) 価格に関するご意見（上限価格）

- R F Cでは、上限価格に関し、算定方法のルール化、上限価格の公表等についてご意見をいただきました。
- 今回の入札においては、自社応札を行うため、当社の応札価格に基づく判定価格が上限価格となります。
- 当社は他の応札者と同様に、要綱に従って入札価格を算定して応札を行うため、公平な競争の観点から上限価格算定方法のルール化や公表はいたしません。
- なお、当社を含め、複数の落札者がいた場合は、ガイドラインに従い、卸供給の平均額と上限価格のかい離率を公表いたします。

項目	ガイドライン	要綱案（見直し前）	ご意見	当社回答
上限価格	〔P8〕 上限価格は、能率的な経営の下における適正なコストを前提とする必要がある（この場合、事前に上限価格を公表することは要しない）。	・当社応札電源の電源対応原価にCO2対策コストおよび需要地近接性評価を加減算し、事業税相当額を加味した価格といたします。 〔要綱案4(1)〕 〔本土：p11〕 〔対馬：p11〕	・既存設備を利用する場合、公平性の観点から、上限価格の算定方法について予めルール化し、入札要綱上で公表した上で、落札候補者決定後の火力電源入札WGで審査すべき 〔NO.2〕	・当社電源にかかる入札価格については、同要綱に従い「落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定」いたします。このため、算定方法のルール化および入札要綱での公表は行いません。

(1-1) 価格に関するご意見（上限価格） つづき

項目	ガイドライン	要綱案（見直し前）	ご意見	当社回答
上限価格	〔P15〕 落札者に係る情報としては、卸供給契約締結後、落札者の機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、入札案件ごとに入札実施会社が、以下の内容について公表することとする。 ①卸供給を行う落札者名、当該落札者の行う卸供給の規模、運転条件、利用率及び燃料種 ②卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率（ただし、落札者が1社のみの場合は、この限りではない）	契約締結後、機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、当社は次の項目を公表します。 ・卸供給を行う各事業者名 ・供給開始年度 ・卸供給を行う場所（住所） ・年間契約基準利用率 ・契約最大電力（夏季出力） ・燃料種別 〔要綱案7(5)〕 〔本土：p47〕 〔対馬：p45〕	・上限価格は供給開始後の解約等の補償金の算定に使用され、プロジェクトの可否を判断する上で重要な要素となるため、落札者決定後すみやかに開示すべき ・公平性の観点から事後的に落札結果の検証ができるよう手続き上問題のない時点において価格と算定根拠を公表すべき 計2件（NO.14、38）	・今回の入札において、当社は自社応札することとしており、上限価格は自社応札価格にもとづく判定価格となります。これを公表した場合、自社応札電源の原価が明らかになってしまうため、公表はガイドラインに定められた以下の項目のみとし、上限価格は公表いたしません。なお、上限価格は解約時の補償額を算定する根拠となりますので、落札者には個別に周知いたします。 ①卸供給を行う落札者名、当該落札者の行う卸供給の規模、運転条件、利用率及び燃料種 ②卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率（ただし、落札者が1社のみの場合は、この限りではない） ・なお、要綱案第7章(5)の、契約締結後機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に公表する項目として、上記②の記載がなかったため追記いたします。

(1-2) 価格に関するご意見（評価）

- 評価における電源線等工事費について再算定する場合は、背景・入札価格への影響を応札者へ説明してほしいとの意見をいただいておりますが、当社は再算定の内容について、落札者決定後に対象となる応札者へお知らせします。

項目	ガイドライン	要綱案（見直し前）	ご意見	当社回答
上限 価格	[P12] 応札締切後に状況変化が生じた場合には、中立的機関に対してその理由を明らかにした上で、事前に行う接続検討により算定された電源線の敷設費用等の額と異なる額を算定し、これを「①電源の入札価格」に反映することも可能とする。この場合、入札実施会社は、あらかじめ入札要綱にその旨を明記するとともに、価格への反映方法についても記載するものとする。	・電源線等工事費（特定負担分）については、他の応札者と競合する場合等（以下「状況変化」といいます）は当社にて再算定を行い、入札価格の調整を行います。 (要綱案7(1)) (本土：p39) (対馬：p39)	・他応札者と競合するため電源線等工事費を再算定する場合、当該応札者に対して背景・入札価格への影響等を合理的に説明すべき (NO.15)	・要綱案第7章(5)に記載のとおり、落札者決定後、全ての応札者に結果をお知らせすることとしており、この中でご要望の内容についても説明をさせていただきます。

(2)スケジュール・入札条件に関するご意見

- 募集期間 (RFC～募集締切) について、短すぎるとの意見をいただいております。
- 当社といたしましては、現時点での需給見通しを前提として、必要な規模、供給開始時期等の入札条件を定めており、また、電気事業法ならびにガイドラインに基づく募集期間を設定しておりますので、見直しを行う必要はないものと考えております。

	ガイドライン	要綱案 (見直し前)	ご意見	当社回答
スケジュール	〔P6〕 入札要綱に対する提案募集を実施する期間を含め、概ね6ヶ月程度が目安となる。	・事前説明会 : 4/10 (提案募集開始) ・入札開始 : 7月ごろ ・募集締切 : 11月ごろ ⇒ 提案募集開始から募集締切まで約6か月 (要綱案1) (本土:p1) (対馬:p1)	・募集要綱確定から募集締切までの期間が3ヶ月弱では、短すぎる ・適切な条件・価格の検討期間確保のため、締切時期を延長すべき (NO.1)	・今回の入札募集における募集期間につきましては、電気事業法第22条第5項および同施行規則第30条第1項第1号ならびにガイドラインにもとづき設定いたしております。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
入札条件	〔P13 脚注〕 耐震、浸水防止 (津波対策)、防火等の災害に対し、適切な技術的対策を講じるための費用が織り込まれていることが前提となる	〔耐津波設計〕 設計基準記載なし (要綱案4(5)) (本土:p15) (対馬:p15)	・耐震設計と同様に耐津波設計に関して準拠する技術基準を明示すべき (NO.6)	・ <u>耐津波対策として「電気設備地震対策WG報告書 (H24.3): 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会」にて示された「電気設備の津波への対応の基本的な考え方」および「電気設備の津波対策」に基づくことを条件とする旨を、要綱案に追記いたします</u>

(3)環境アセスメントに関するご意見

- R F Cでは、環境アセスメントにおいて条件となる適用可能な最善の技術 (B A T:Best Available Technology) のうち、どの基準を満たすか明確にしてほしいとのご意見をいただきました。
- 経済産業省および環境省が「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」により整理し公表した、『B A Tの参考表 (暫定版)【平成26年4月時点】』において、「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始している最新鋭の発電技術」に区分されている発電技術以上のものとしていただきます。

項目	ガイドライン	要綱案 (見直し前)	ご意見	当社回答
ア セ ス メ ン ト	〔P11 脚注〕 新たに設置される設備についてはB A T (適用可能な最善の技術) の適用が条件となることから、そのような設備を導入する必要があることについては、入札実施会社が入札要綱において明らかにする必要がある	環境影響評価においては、新たに設置される設備について、適用可能な最善の技術 (B A T:Best Available Technology) の適用が条件となっていることから、条件を満たす設備を導入していただきます。 (要綱案4 (5)) (本土:p13) (対馬:p13)	・BATのうち、満たすべき基準を明確化すべき (A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術 (B) 商用プラントとして着工済み (試運転含む) の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術 (C) 上記以外の開発・実証段階の発電技術 (NO.5)	・ <u>経済産業省および環境省が「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」により整理し公表した、『BATの参考表【平成26年4月時点】(平成26年5月1日更新)において、「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」に区分されている発電技術以上のものとしていただくことを要綱案に追記いたします。</u>

(4)運用に関するご意見

- o 年間通告電力量の決定は協議によることとの意見をいただきましたが、この取扱いは当社が最経済運転をする中で必要なものです。年間供給可能電力量から減少する場合は、その理由について十分ご説明いたします。また、利用率の低下に伴う補償も行いますので、ご理解いただきたいと思いますと考えております。

項目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
運用	[P7] 火力入札の募集規模は、運転条件別に指定することを基本とする(その際、入札実施会社は、入札要綱において想定される典型的な運転パターンを例示すること等が求められる。実運転時の運転パターンについては、入札後の協議により決定する)	当社は、電力需給状況、電力設備状況および電源の経済性その他の事情がある場合は、年間供給可能電力量から契約最大電力に8,760時間に乗じた値の20%に相当する電力量を限度として減じた範囲内で年間通告電力量を設定いたします。 (要綱案9(1)) (本土:p57) (対馬:p55)	・年間通告電力量の調整は、以下の理由から一方的な通告ではなく、協議によって合意すべき ・燃料使用量の大幅な変動は、燃料調達契約に大きな支障をきたす ・ガスタービン設備の起動停止回数の増により高温部品の寿命を消費する (NO.4)	・当社は原則、落札者から当社へ供給可能な年間電力量にもとづき通告いたします。ただし、当社はお客さまに安定的で経済的な電気の供給を行うため、落札電源を含む当社供給力の最経済的な運用を実現する必要がありますので、当社に年間通告利用率を変動する自由度を確保させていただくことについて、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。 ・なお、要綱案第9章(1)に記載のとおり利用率低下分については補償の対象とし、補償方法については、落札者との協議により、運転開始前までに決定いたします。

(5) 契約条件に関するご意見

- o 落札後の受給契約におけるエスカレーションについて、要綱案で指定する指標によらず、別途個別指標の設定を求めるご意見がございました。燃料費については、指定した指標以外による調整については、受給契約締結前に別途協議することとしております。なお、運転維持費、燃料関係諸経費につきましては、当該費用の変動を示す一般的な指標を採用していることから、見直しはしないことといたします。
- o また、運開までの建設費および金利についてエスカレーション率を設定すべきとのご意見がありました。今回の募集では、金利および土木関連費用に関する補正はいたしませんので、金融市場変動や土木関連物価変動などをはじめとする価格変動リスクも踏まえた入札価格を算定のうえ応札いただきます。

項目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
エ ス カ レ ー シ ヨ ン	〔P9〕 応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものであることが必要である。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明される必要がある。	〔入札価格〕 運転維持費、可変費のうち燃料本体費(CIF価格連動分)、可変費のうち燃料関係諸経費(CIF価格非連動分)に適用する指標のエスカレーション率は一律0% 〔受給料金〕 エスカレーション補正を実施 (i) 運転維持費 「CEI、CGPI、CPI、変動なし」から合成して算定 (ii) 燃料本体費 「石炭、原油、液化天然ガス」から合成して算定 (iii) 燃料関係諸経費 「CEI、CGPI、CPI、変動なし」から合成して算定 (要綱案5(1)e) (本土:p27)(対馬:p27)	・燃料関係諸経費のエスカレート率は、示された指標以外の指標に基づく算定も可能とすべき ・他の公の指数も使用できるようにすべき 計2件(No.11、12)	・燃料本体費につきましては、要綱案第5章に記載のとおり、当社が予めお示しした指標以外で調整を希望される場合は、落札者の申出に応じ、受給契約締結までに別途協議させていただきます。ただし、希望される品目による輸入実績が十分でない場合等、指標性を有していないと判断される場合には、当社がお示しした指標による調整とさせていただきます。 ・運転維持費および燃料関係諸経費につきましては、当該費用の変動を示す一般的な指標を採用していますので、要綱案に示す指標による調整とさせていただきます。

(5) 契約条件に関するご意見 (つづき)

項目	ガイドライン	要綱案 (見直し前)	ご意見	当社回答
エ ス カ レ ー シ ヨ ン	〔P9〕 応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものであることが必要である。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明される必要がある。	〔資本費〕 『5.入札価格の算定方法①各年度の費用の算定c.』により算定した電源線等工事費について状況変化による調整を行った場合、または電源線工事の結果、電源線等工事費に変動が生じた場合(変動の原因が落札者に起因するものは除きます)は、調整後の電源線等工事費(特定負担分)にもとづいた価格を、契約の価格といたします。 〔運転維持費〕 各年度の料金については毎年4月に、入札時の運転維持費の前提とした物価指数等(CEI、CGPI、CPI)と当該年度の物価指数との変動率にて調整いたします。 〔要綱案9(4)〕 (本土:p61) (対馬:p59)	・建設着工まで期間が空くため、人件費・材料費及び金利について適切なエスカレを設定すべき ・入札時点と融資時点の基準金利比で資本費中の金利相当を補正できるオプションを付与すべき ・入札時点と工事契約締結時点の比で、土木工事・設備費用相当を補正できるオプションを付与すべき ・灰処理費等の指標に反映されない項目の、実払い段階での変動分についても受給料金に反映すべき 計4件 (NO.9、10、24、25)	・今回の募集においては、金利および土木関連費用に関する補正はいたしませんので、金融市場変動や土木関連物価変動などをはじめとする価格変動リスクも踏まえた入札価格を算定のうえ応札ください。 ・運転維持費の変動等、入札時点で予測できない運開後の費用変動の受給料金への反映については、入札による供給条件の変更となるため、基本的に入札による卸供給の中では仕組み上困難であると考えております。ただし、入札による受給条件のうち、電事法22条8項に定める事項については所定の法手続きにより変更が可能です。上記以外の税制等、予測しえない大幅な変更が生じた場合には、その時点で諸情勢も勘案のうえ協議をいたします。 (現行法下では電事法22条1項による料金規制への移行が前提となります)

(5) 契約条件に関するご意見 (つづき)

項目	ガイドライン	要綱案 (見直し前)	ご意見	当社回答
契約条件	〔P9〕 応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものであることが必要である。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明されることが必要である。	入札時の燃料本体費 (CIF価格連動分) の前提とした貿易統計CIF価格と当該月に適用する貿易統計CIF価格との変動率にて算定いたします。 〔要綱案9 (4)〕 (本土:p63) (対馬:p61)	・燃料費調整にあたり、資源エネルギー庁が発表する「標準発熱量」を引用する等、適切な熱量補正を行うことを可能とすべき (NO.26)	・各入札者の入札価格を同一条件のもとで評価する必要があることや、燃料価格の変動に加え、発熱量の変動を加えることは、燃料費調整の仕組みとして複雑となることから、発熱量による燃料本体費の調整は行いません。当社があらかじめお示した指標等をもとにウエイト付けを行なって織り込んでいただきたいと考えております。

(6) その他のご意見

- o 落札候補者の決定について通知すべきとのご意見をいただきましたが、火力電源入札WGを経る前に、落札候補者をお知らせすることは、無用の混乱を招く虞があることから、実施いたしません。

項目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
その他	[P15] 落札者に係る情報としては、卸供給契約締結後、落札者の機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、入札案件ごとに入札実施会社が、以下の内容について公表することとする。①卸供給を行う落札者名、当該落札者の行う卸供給の規模、運転条件、利用率及び燃料種 ②卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率(ただし、落札者が1社のみの場合は、この限りではない)	契約締結後、機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、当社は次の項目を公表します。 ・卸供給を行う各事業者名 ・供給開始年度 ・卸供給を行う場所(住所) ・年間契約基準利用率 ・契約最大電力(夏季出力) ・燃料種別 (要綱案7(5)) (本土:p47) (対馬:p45)	・事業の準備等を円滑に進めるため、落札候補者の決定の時点で、事前に通知すべき (NO.17)	・ガイドラインにおいて、「原則として入札実施会社が入札要綱に基づき応募案件を評価し、落札者を決定するが、入札実施会社は評価報告書案を落札者の公表前に中立的機関に提出し、中立的機関が入札要綱に基づいて評価が行われていないと認めるときは、入札実施会社は再評価を実施するものとする。」とされており、その前段階で落札候補者をお知らせすることは無用の混乱を招く虞があることから、要綱案第7章(5)のとおり、落札者決定後、すべての応募者に結果をお知らせすることといたします。

**【参考】 R F C でいただいたその他のご意見および当社の回答
(ガイドライン対象外)**

(3) 運 用

項目	ガイドライン	要綱案 (見直し前)	ご意見	当社回答
運用	該当なし	炭素クレジットの市場価格は、原則、発行済み炭素クレジットの代表的な価格指標である欧州気候取引所 (ECX:European Climate Exchange) における認証排出削減量 (CER:Certified Emission Reductions) の先物取引の期近商品の価格を用いることとし、当該年度の各日の終値の平均値といたします。 ・なお、将来の炭素クレジットの市場動向によっては、市場価格のベンチマークを見直すことがあります。 (要綱案 9 (11)) (本土:p74) (対馬:p72)	・排出係数の調整が未達となった場合の精算に使用される炭素クレジット指標を変更する場合は、貴社の一方的判断ではなく、両社協議とすべき (NO.34)	<u>・ご意見を踏まえ、指標を変更する必要がある場合は落札者と協議する旨に表現を見直します。</u>

(4) 契約条件

項目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
契約条件	該当なし	(補償の免責: 抜粋) 落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設が遅延した場合で、落札者が変更を申し出た時期が契約締結後1年以内の場合 (要綱案 9 (12)) (本土: p77) (対馬: p75) 落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設の見通しがたたずにやむを得ず解約する場合で、解約を申し出た時期が契約締結後1年以内の場合 (要綱案 9 (13)) (本土: p81) (対馬: p79)	・契約解除時の補償免責規定において、「落札者の責めとならない地域事情等の事由により解約する場合で、解約を申し出た時期が契約締結後1年以内の場合」免責との記載があるが、地域事情等(例: 自治体のプラント建設に係る意向変化等)の事由は、契約締結後から供給開始までの期間に亘り生じ得るため、「1年以内」という設定を削除すべき (NO.35)	・当社は、需給バランスの見通しを踏まえ募集規模を設定しており、契約どおりの時期に運開していただくことが原則となります。運開時期の遅延、解約の場合は、当社は代替供給力確保等の対策を早期に図る必要が生じるとともに、そのための追加費用も発生することから、免責事項における解約申出時期の規定は必要と考えています。<u>しかし、平成25年4月から環境アセスメントの標準的工程が一部変更となったことを考慮し、免責事項を「契約締結後1年6か月以内」に変更いたします。</u>

(4) 契約条件 (つづき)

項目	ガイドライン	要綱案 (見直し前)	ご意見	当社回答
契約条件	該当なし	供給開始前に当社が解約を申し出た場合の補償 ・ 契約保証金の返却 (契約保証金をお預かりしている場合は当該契約保証金を違約金として受領) ・ 契約保証金相当額並びに落札者が発電設備の建設に要した費用および撤去する場合はその撤去費用 ・ 落札者がアクセス設備 (送電線) を建設する場合は、その建設に要した費用及び撤去する場合はその撤去費用 (要綱案 9 (13)) (本土:p79) (対馬:p77)	・ 貴社申出により契約保証金が返却される場合、利息を付すことを明記すべき (NO.36)	・ <u>ご意見を踏まえ、当社が解約を申し出た場合の契約保証金の返却に際して、利息を付す旨を明記いたします。</u>
			・ 供給開始前に貴社が解約を申し出た場合の補償に以下を明示すべき 1. 落札者が金融機関等外部から調達した借入金等の解除等の時点における金融費用 (元利金残高等) 2. 実際に投下された株主資本累計額および当該株主資本累計額に対する出資時点から解除等の時点に亘る一定の期待利回り 3. 解除等に直接起因し発生する落札者の合理的な追加費用などの損害 (NO.37)	・ 今回の入札募集における、供給開始前の当社申出による解約の補償につきましては、契約保証金の返却および契約保証金相当額の支払いをすることを予め約すこととしておりますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

(4) 契約条件 (つづき)

項目	ガイドライン	要綱案 (見直し前)	ご意見	当社回答
契約条件	該当なし	供給開始後に当社が解約を申し出た場合の補償 ・基本料金の残存契約期間に対応する金額 ・残存契約期間が7年を超える場合は、解約時点から7年分を上限 (要綱案 9 (13)) (本土:p83) (対馬:p81)	・供給開始後に貴社が解約を申出た場合の補償金の上限 (解約時点から7年) を撤廃し、実損額にすべき ・以下の補償条項も追加すべき 1. 落札者が金融機関等外部から調達した借入金等の解除等の時点における金融費用 (元利金残高等) 2. 実際に投下された株主資本累計額および当該株主資本累計額に対する出資時点から解除等の時点に亘る一定の期待利回り 3. 解除等に直接起因し発生する落札者の合理的な追加費用などの損害 (NO.39)	・当社が、供給開始後に解約の申出を行う場合は、原則7年前に申し出ます。そのため、申出後7年間は受給契約は継続いたします。 ・また、ガイドラインにおいて、「募集は開始時期を踏まえた適正な時期 (少なくとも、入札対象電源が運転を開始する予定の年度から7年程度前。)」とされており、7年程度のリードタイムがあれば、落札者が取引所等を含む当社以外の事業者への売電を含む電源の活用が可能となるものと考えられます。 ・今回の要綱案における、供給開始後に当社が解約を申し出た場合においては、上記リードタイムに加え、基本料金の残存契約期間に対応する金額 (残存契約期間が7年を超える場合は、解約時点から7年間分を上限) を補償金として落札者に支払うことを予め約すものであり、妥当なものと考えております。

(4) 契約条件 (つづき)

項目	ガイドライン	要綱案 (見直し前)	ご意見	当社回答
契約条件	該当なし	当社との間で契約を締結する相手方 (契約の承継者を含む) が、電力卸供給を行うことを目的に設立された子会社、合弁会社等である場合は、その出資者である事業者から「連帯保証状」を提出していただきます。 (要綱案 11 (4)) (本土:p95) (対馬:p93)	・契約保証金の預託及び補償金支払義務が課せられていることから、出資者の連帯保証までは不要とすべき 計2件 (NO.41、42)	・契約保証金は、契約履行を担保する目的で供給開始前の期間においてお預かりするものであり、供給開始時に返却いたします (供給開始予定年月通りに供給開始していただいた場合) (要綱案第9章 (3))。また、供給開始後は、長期継続的な「電気の安定供給」を担っていただくことになります。したがって、新たに子会社または合弁会社等を設立して本事業を行う場合については、事業の継続性・安定性の観点から、当該子会社または合弁会社等の出資者による保証については、原則としてその出資者すべてが連帯して保証いただくことが必要であると考えております。
	該当なし	甲乙いずれか一方がやむを得ない事由によりこの契約を解約する必要がある場合は、あらかじめ文書をもって相手方にその旨を申し出て第39条または第40条に定める補償を行うことにより、この契約を解約することができるものとする。 (契約書案) (本土:第33条) (対馬:第33条) (域外:第37条)	・一方的な解約の設定は、ファイナンス組成の観点から大きなハードルであり、少なくとも双方合意を前提とすべき (NO.48)	・ご意見を踏まえ、解約時は双方の合意による旨、要綱案第9章 (13) および標準契約書案第33条 (域外第37条) を修正いたします。

3. 離島の需給調整について

(1) 需給調整機能の要件化

- o 離島(対馬)については、本土と系統状況が異なることから、需給調整機能の要件化を要綱案(見直し前)へ記載のうえ、RFCによる意見募集を行いました。意見はございませんでした。

ガイドライン	要綱案	当社の考え方
ELD(経済負荷配分)運転、AFC(自動周波数制御)運転、ガバナフリー運転やDSS(起動停止)等の需給運用に参加する電源については、電源の需給運用への貢献の度合いに応じて、加点評価することとする。 【ガイドラインP7 4(6)b) 今後の再生可能エネルギーの大量導入への対応を考慮すると、調整力確保等の観点から、AFC運転、ガバナフリー運転やDSS等の電源が必要となることも考えられる。入札実施会社は、将来の需給運用を考慮し、ELD運転を含む需給運用への参加可否の項目を入札要綱に設けることを可能とするが、その理由について説明することとする。 【ガイドラインP8 4(6)d)	以下に示す需給調整機能の全てを具備(応札要件) 【周波数制御機能】 ・ガバナフリー運転 系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転(ガバナフリー運転)する機能 ＊調定率は、島内の需給運用状態を踏まえ設定 ・AFC(Automatic Frequency Control:自動周波数制御)機能 当社からの指令に基づき、周波数または発電機回転数を検出し、最低出力から最大出力の範囲内で出力を変動(負荷変化速度=定格出力の3%/分程度以上)させる機能 【電圧調整機能】 当社からの指令に基づき、発電機母線電圧または発電機無効電力を制御する機能 【起動特性】 当社からの指令に基づき、発電機を起動させる際、冷機状態において以下の時間内で起動 ・起動準備～並入:10分以内、並入～定格負荷:30分以内 【最低出力】 最低出力は、連続運転が可能な出力で、定格負荷の50%以下 【要綱案4(8)】 (対馬:p19)	離島(対馬)では島内需要家への電力供給及び電力品質維持において、入札電源の担う役割が大きい。ため、需給調整機能が必要

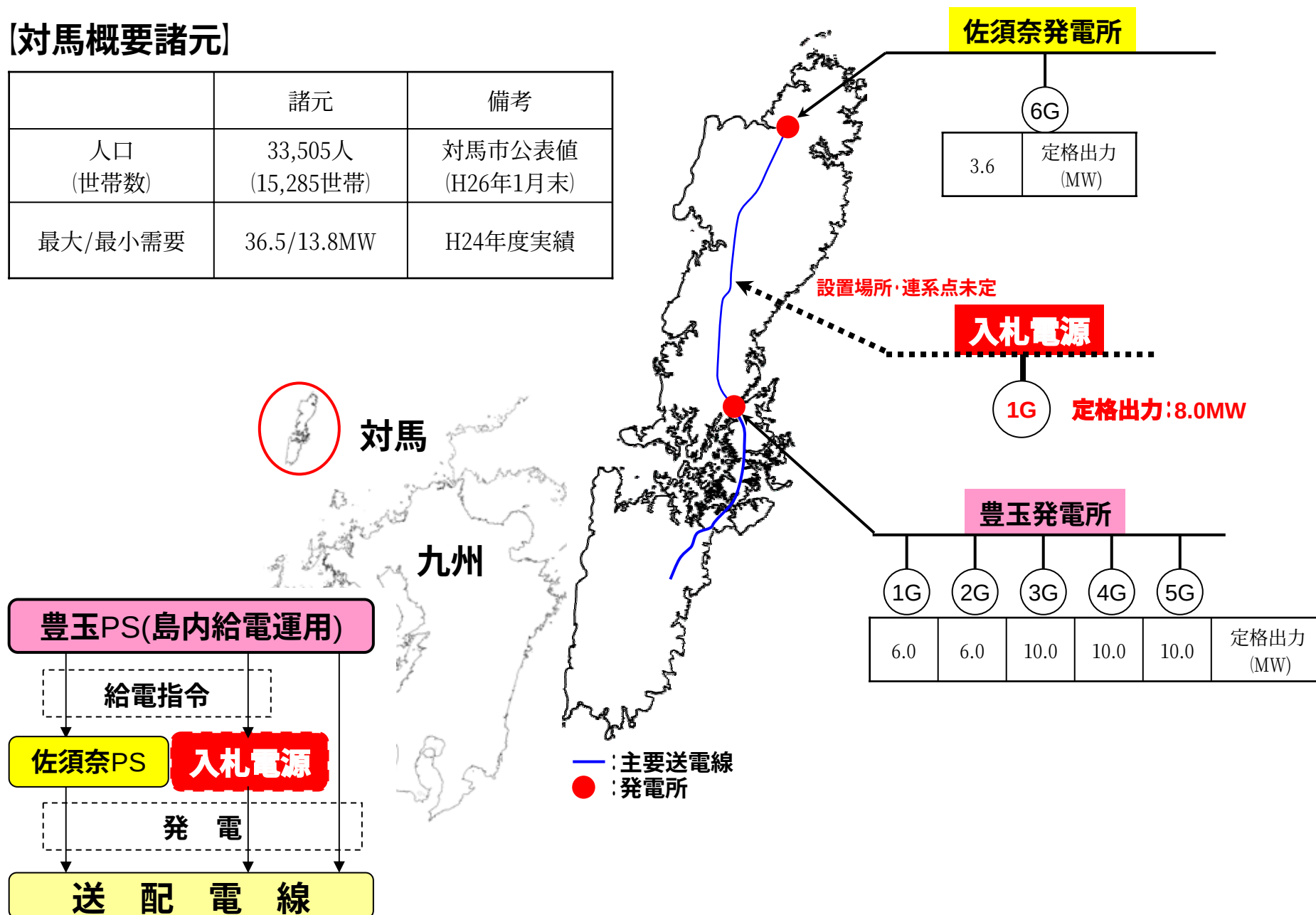
(2) 通告変更期限

- 0 離島(対馬)については、本土と系統状況が異なることから、当日の通告運用を要綱案(見直し前)へ記載のうえ、RFCによる意見募集を行いました。意見はございませんでした。

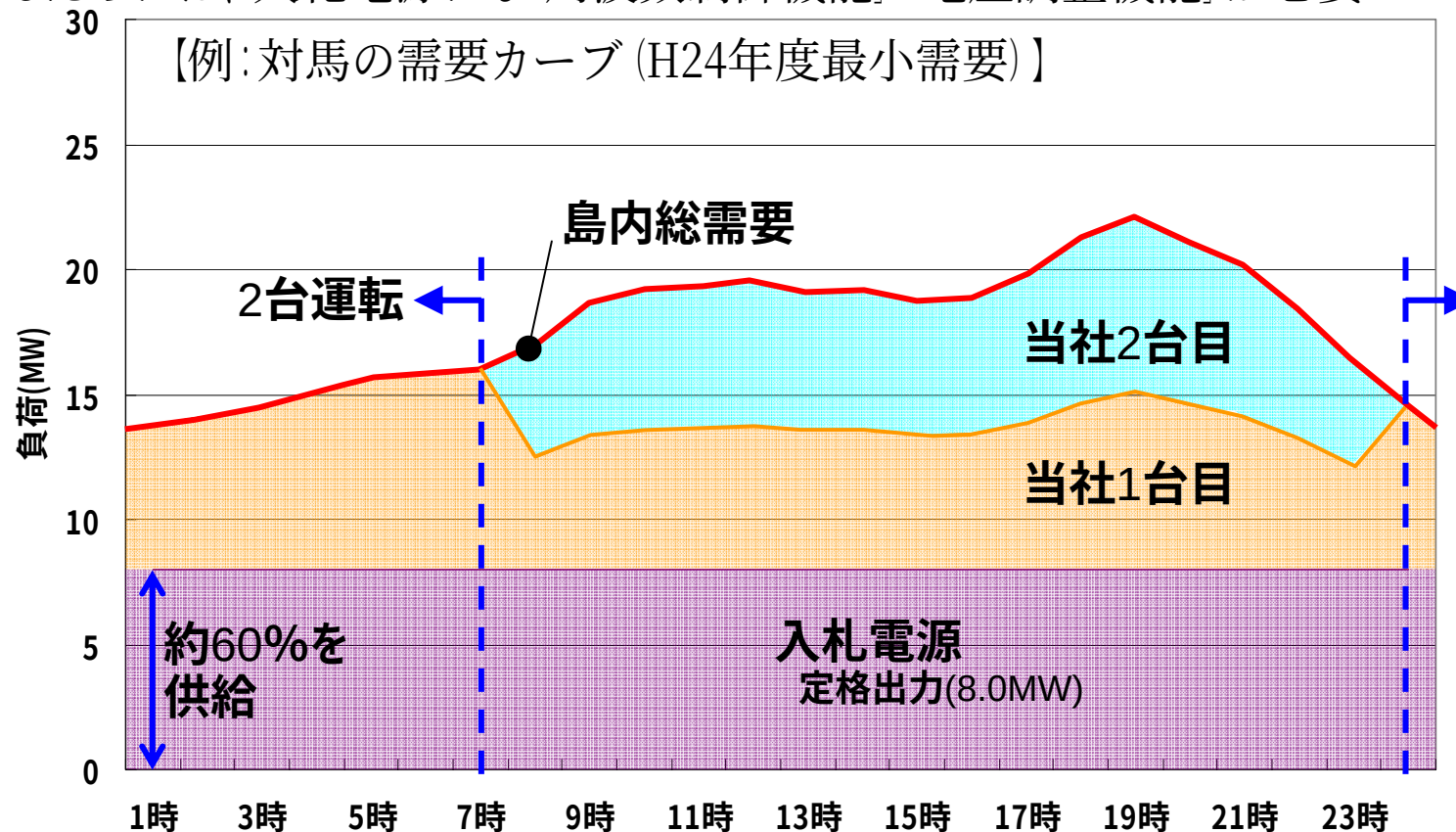
ガイドライン	要綱案	当社の考え方
入札対象電源が、余力部分について取引所における取引を活用し売電することを可能とするため、通告変更期限は、ベース型電源については週間計画通告期限の前日まで、ミドル型、ピーク型及び予備力型電源については、遅くともスポット取引の入札日の前日(原則として2営業日前)までを基本型とし、より直前の通告変更に対応できる電源については加点評価することとする。ただし、需給が厳しい場合は、発電事業者との協議により、発電事業者の他の売電契約に影響しない範囲で、上記の期限以降の通告変更により電気の供給を受けることを可能とする。 (ガイドラインP8 4(6)c)	変更通告を行う場合、当社は原則として、<u>実受給日の前日(需要予想・運転計画を定める日)</u>までを期限として、これを行うものいたします。ただし、電力需給が厳しい場合は、落札者との協議により、落札者の発電余力の活用に影響しない範囲で、通告期限以降の変更通告ができるものいたします。 (要綱案9(2)) (対馬:p57)	電力の安定供給の観点から応札電源による島内需要の負荷追従を行うことから、至近の需給状況を踏まえた変更通告が必要

[対馬概要諸元]

	諸元	備考
人口 (世帯数)	33,505人 (15,285世帯)	対馬市公表値 (H26年1月末)
最大/最小需要	36.5/13.8MW	H24年度実績



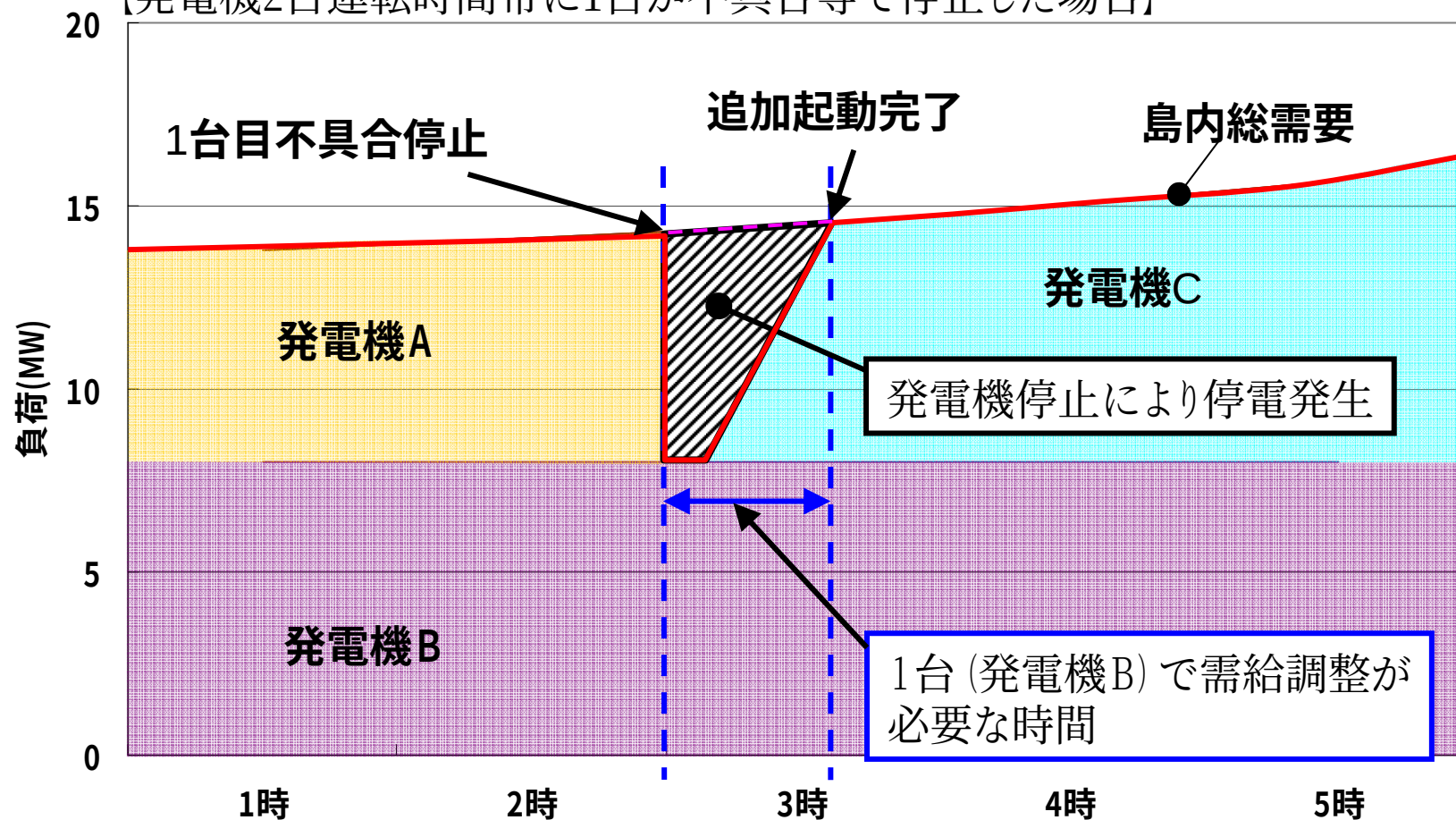
- 対馬では平常時、発電機2台以上で島内需要に対して電力を供給しており、最低でも発電機2台で電力品質（周波数、電圧）を維持。（ $60\text{Hz} \pm 0.3\text{Hz}$ 、 $101 \pm 6\text{V}$ ）
- 入札電源も最小需要時には島内需要の約60%を供給する可能性があり、電力品質を維持するためには、入札電源にも「周波数制御機能」「電圧調整機能」が必要



- 離島では需要変動に応じて運転台数を増減
 - (発電機起動) 需要が上昇し、既運転発電機の合計定格出力の90%に到達した時点
 - (発電機停止) 需要が低下し、運転中発電機を1台停止しても残運転発電機合計定格出力の95%以下と見込まれる時点

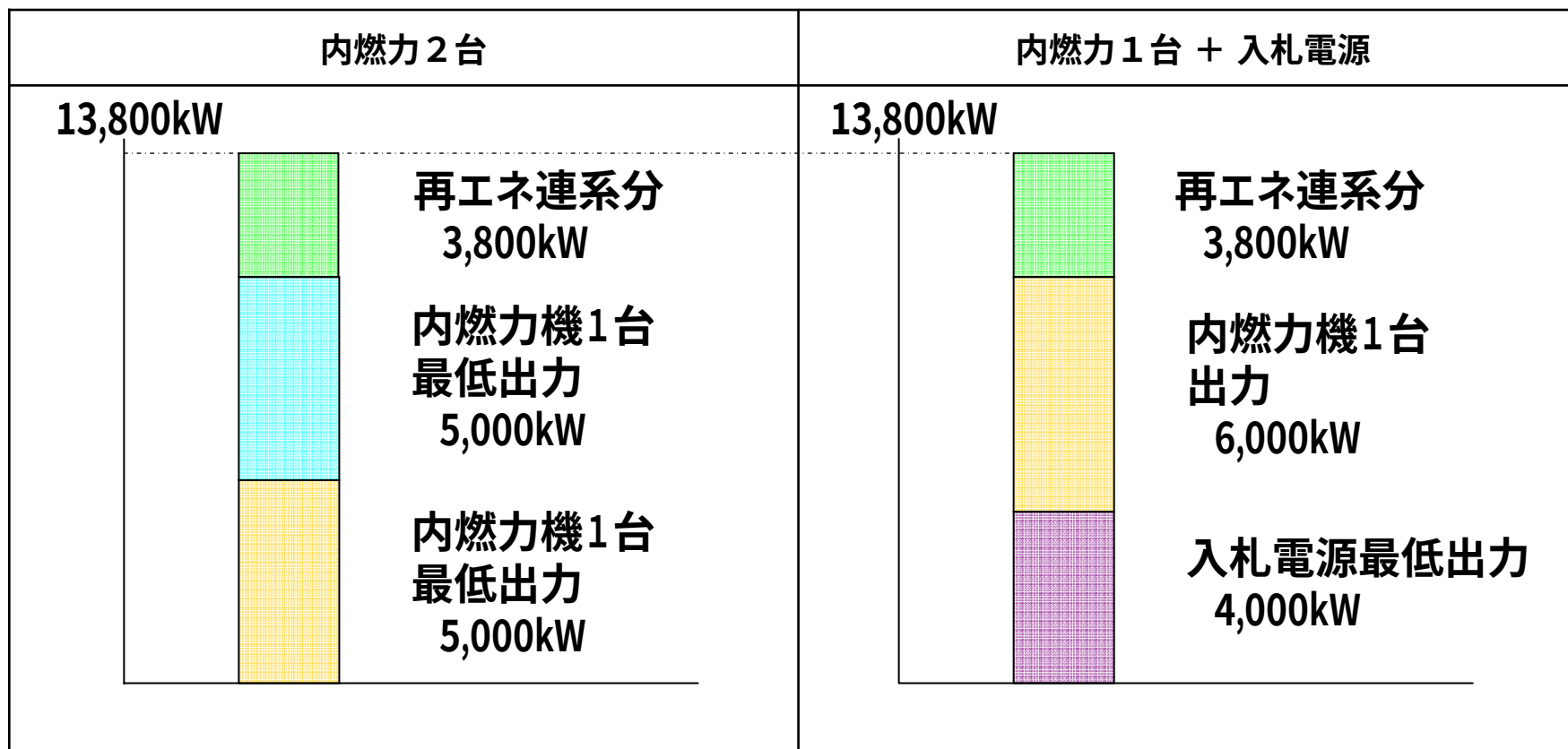
- 0 発電機2台で電力供給した場合、1台が不具合等により停止すると一部停電が発生
- 0 発電機を追加起動し、停電解消を図るが追加起動した発電機が周波数制御及び電圧調整可能になるまでは、発電機1台で周波数制御及び電圧調整しなければならないため、入札電源にも「周波数制御機能」「電圧調整機能」が必要
- 0 また、早期停電解消のために迅速な発電機起動及び増出力が必要なため、入札電源を追加起動させるケースも想定し、入札電源にも当社電源相当の「起動特性」が必要

【発電機2台運転時間帯に1台が不具合等で停止した場合】



- 最小需要と発電機2台運転時の最低出力 (5,000kW×2台) の差 (発電機の出力調整幅) と同量の再エネについては出力抑制なしで連系可能
- 発電機の最低出力が低いほど、再エネの連系量を多くできるので、入札電源においても、現行技術的に可能な最低出力値 (定格出力の50%以下) を要件化

〔発電機2台運転時の最低出力：H24年度最小需要の場合〕



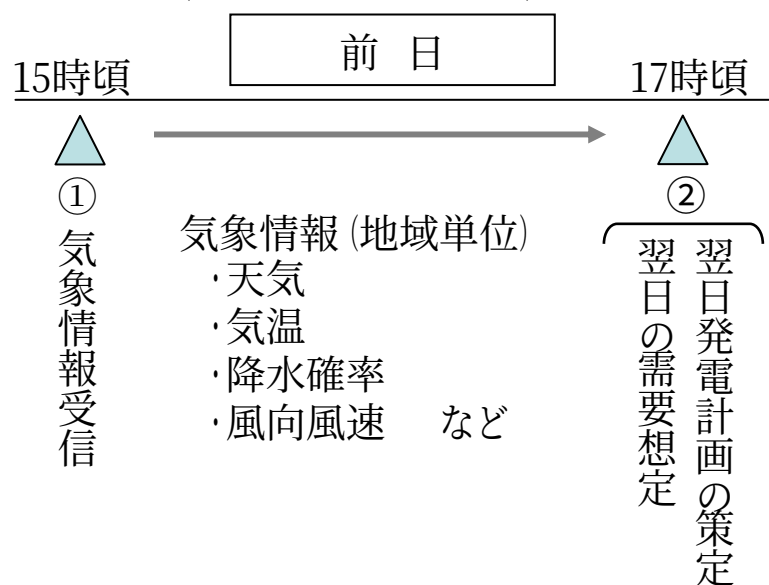
〔離島における基本的な需給運用の考え方〕

- 離島(今回:対馬)の需給運用においては、本土と異なり単独系統なため、緊急時の外部電力調達等が不可であることから、限られた電源の中で経済性と供給信頼度の確保を両立させる精度の高い需要想定並びに運転計画が求められる。
- そのため、需要想定および運転計画の策定に当たっては、島ごとの系統・電源構成、トラブル等による補修・系統の停止、天候等を考慮する必要があることから、毎日、翌日分を策定し、運用している。

〔需要想定(内容)〕

- ① 需要実績、予想外気温度、天候、島内行事等から原則として前日に翌日の需要予想を作成。
 - ② 気象データ予測の入手は、気象庁等(ホームページ)から行う。
 - ③ 翌日の補修計画を踏まえた運転計画を作成(経済的な運用となるよう運転順位を決定)
 - ④ 需要予想及び運転計画を関係発電所へ周知(FAX)
- (需要予想と運転実績に相違があった場合、要因等を整理・分析し、今後の予測精度向上を実施)

〔需要想定(作成スケジュール)〕

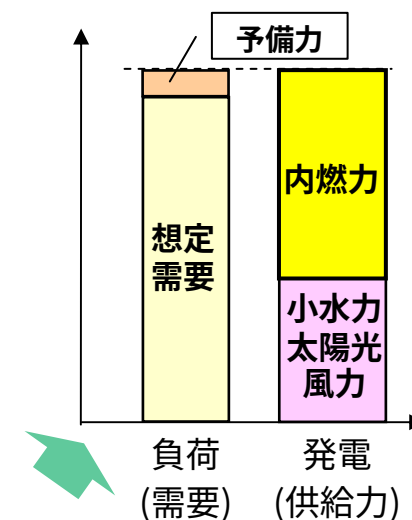


① 気象情報の受信

A地域	天気	気温(℃)	降水(mm)	風向	風速(m/s)
...					
10時		16	0	北西	2
11時		18	0	西	3
12時		19	0	西	3
...					

② 翌日の需要予測及び太陽光・風力出力の予測を行い、発電計画を策定

(ピーク時のバランス)
[イメージ]



4. R F Cでいただいたご意見等を踏まえた 要綱案の見直しについて

- o RFCを通じていただいた多数のご意見・ご指摘等については、できるだけ反映することとし、以下のとおり要綱案・標準契約書案に反映・修正をいたしました。

項目	要綱案（見直し前）	要綱案（見直し後）
〔要綱案4（5）〕 遵守すべき事項 (本土:p13)	・環境影響評価においては、新たに設置される設備について、適用可能な最善の技術（BAT:Best Available Technology）の適用が条件となっていることから、条件を満たす設備を導入していただきます。 (ご意見 №5)	・同左 ・具体的には、経済産業省および環境省が平成25年4月25日付「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」により整理し公表した、「BATの参考表〔平成26年4月時点〕」において、「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」に区分されている発電技術以上のものとしてください。
〔要綱案4（5）〕 遵守すべき事項 (本土:p15) (対馬:p15) 〔契約書案〕 契約の解約 (本土:第9条) (対馬:第9条) (域外:第11条) (別紙6)	・記載なし (ご意見 №6)	・津波対策については、「電気設備地震対策WG報告書(H24.3):総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会」にて示された「電気設備の津波への対応の基本的な考え方」および「電気設備の津波対策」に基づくものとします。

項目	要綱案（見直し前）	要綱案（見直し後）
[要綱案7 (5)] 落札者の決定 (本土:p47) (対馬:p45)	・契約締結後、機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、当社は次の項目を公表いたします。 ・(略) (ご意見 計2件 №14、38)	・同左 ・(略) ・<u>契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率(ただし、落札者が1社の場合など、競争上問題となる場合には公表いたしません)</u>
[要綱案9 (5)] 通告未達割戻料金 (本土:p65) (対馬:p63)	・出力変化部分である「出力上昇」、「出力降下」部分の受給電力量については、通告未達割戻は適用いたしません。 (ご意見 №27)	・同左 (備考欄に追記) ・<u>「出力上昇」部分とは、プラント起動から通告出力に至るまでを指し、「出力降下」部分とは、通告出力からプラント停止に至るまでを指します。</u>
[要綱案9 (11)] 二酸化炭素排出係数の扱い (本土:p74) (対馬:p72)	・なお、将来の炭素クレジットの市場動向によっては、市場価格のベンチマークを見直すことがあります。 (ご意見 №34)	・<u>ただし、上記価格を採用することが適当でない場合には、落札者と当社の間で協議により他の指標等による方法を定めるものいたします。</u>

項目	要綱案（見直し前）	要綱案（見直し後）
〔要綱案9（13）〕 契約の解約 （本土：p79）（対馬：p77） 〔契約書案〕 契約の解約 （本土：第33条）（対馬：第33条） （域外：第37条）	・当社または落札者のいずれか一方にやむを得ない事由が生じた場合、契約を解約できるものいたします。 （ご意見 №48）	・当社または落札者のいずれか一方にやむを得ない事由が生じた場合、<u>あらかじめ文書をもって相手方にその旨の申し出を行い、合意を得た場合に限り</u>、契約を解約できるものいたします。
〔要綱案9（12）（13）〕 供給開始年月の変更 契約の解約 （本土：p77、81） （対馬：p75、79） 〔契約書案〕 供給開始年月の変更 契約の解約 （本土：第38条、第39条） （対馬：第38条、第39条） （域外：第42条、第43条）	・落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設が遅延した場合で、落札者が変更を申し出た時期が契約締結後1年以内の場合。 ・当社の責めとならない用地事情等の事由により、系統アクセス設備の建設が遅延した場合で、当社が変更を申し出た時期が契約締結後1年以内の場合（ただし、発電所建設の地元同意が得られていないため当社が契約締結後速やかに用地交渉に入れない場合は、発電所建設の地元同意後1年以内とする場合があります）。 （ご意見 №35）	・落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設が遅延した場合で、落札者が変更を申し出た時期が契約締結後<u>1年6か月以内</u>の場合。 ・当社の責めとならない用地事情等の事由により、系統アクセス設備の建設が遅延した場合で、当社が変更を申し出た時期が契約締結後<u>1年6か月以内</u>の場合（ただし、発電所建設の地元同意が得られていないため当社が契約締結後速やかに用地交渉に入れない場合は、発電所建設の地元同意後<u>1年6か月以内</u>とする場合があります）。

項目	要綱案（見直し前）	要綱案（見直し後）
〔要綱案9（13）〕 契約の解約 （本土：p79）（対馬：p77） 〔契約書案〕 営業運転開始前の解約 （本土：第39条） （対馬：第39条） （域外：第43条）	・当社が申し出た場合は、次の補償をいたします。 c. 契約保証金の返却（契約保証金をお預かりしている場合） （ご意見 №36）	・同左 c. <u>契約保証金に単利法により計算される解約時までの利息相当を付した金額（契約保証金をお預かりしている場合）</u>なお、この場合の利率は、<u>契約締結時に大口定期（7年）がある都市銀行の大口定期（7年）の平均年利率</u>といたします。 ※大口定期の年数は、対馬は5年
〔要綱案9（13）②〕 契約の解約 （本土：p79）（対馬：p77） 〔契約書案〕 営業運転開始後の解約 （本土：第40条） （対馬：第40条） （域外：第44条）	・解約の事由が落札者の責めとならない場合は、上記c.は適用しないものといたします。 ・解約の事由が当社の責めとならない場合は、上記d.は適用しないものといたします。 （ご意見 №40）	・<u>天変地異等やむを得ない事由による場合は、上記c.およびd.は適用しないものといたします。</u>
〔要綱案9（1）〕 （対馬：p56）	・出力変化部分である「出力上昇（起動を含む）」「出力効果（停止を含む）」部分については、あらかじめ落札者ごとに所要時間を設定いたしますが、停止からの起動部分を除き、いずれも原則として最低出力から契約最大電力までの所要時間は15分以内程度とさせていただきます。 （ご意見 №44）	・出力変化部分である「出力上昇（起動を含む）」「出力効果（停止を含む）」部分については、あらかじめ落札者ごとに所要時間を設定いたしますが、停止からの起動部分を除き、いずれも原則として最低出力から契約最大電力までの所要時間は<u>負荷変化率から求められる時間以内とさせていただきます。</u>

項目	要綱案（見直し前）	要綱案（見直し後）
〔補足資料1-1〕 入札価格計算書記入例 (燃料本体費)	可変費のうち、CIF価格に連動する費用の年額を記入。なお、費用は、平成25年2月～平成26年1月ベースの燃料価格で、年間契約基準電力量に対応した金額（毎年同額）を記入してください。 (ご意見 №46)	可変費のうち、 <u>CIF価格に連動する費用の年額を記入するものとし、費用は、可能な限り実際のコストに基づいた設定（毎年同額）としてください。</u> <u>なお、受給開始後の受給料金は、貿易統計の平成25年2月～平成26年1月の使用燃料の価格をベースにCIF価格の変動に応じて調整いたします。</u>
〔契約書案〕 契約供給期間満了後の扱い (対馬：第32条)	前条の契約供給期間満了日の3年前までに、甲または乙が、文書をもって相手方に契約の延長を申し出た場合、相手方は特別な事情のない限りその申し出に応じて契約延長の協議を行なうものとする。 (ご意見 №51)	前条の契約供給期間満了日の 5年前 までに、甲または乙が、文書をもって相手方に契約の延長を申し出た場合、相手方は特別な事情のない限りその申し出に応じて契約延長の協議を行なうものとする。
〔対馬提出様式3〕 作成に当たっての留意点	・発電機のリアクタンス、変圧器のインピーダンスの各値については、定格容量ベースにて記入してください。 ・発電機の慣性定数、直軸過渡リアクタンス、直軸同期リアクタンス、直軸回路過渡時定数、変圧器のインピーダンスについて記入がない場合は、当社の標準的な数値によるものとします。 (ご意見 №52)	削除